

大阪府立精神医療センター再編整備事業  
基本協定書案

平成 19 年 [ ] 月 [ ] 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

株式会社 [ ]

株式会社 [ ]

## 【目 次】

|      |                       |   |
|------|-----------------------|---|
| 第1条  | （目的）                  | 1 |
| 第2条  | （用語の定義）               | 1 |
| 第3条  | （逸脱提案事項の訂正等）          | 1 |
| 第4条  | （特別目的会社の設立等）          | 2 |
| 第5条  | （特別目的会社の株主）           | 2 |
| 第6条  | （株式の譲渡等の制限）           | 2 |
| 第7条  | （事業契約の締結）             | 2 |
| 第8条  | （準備行為）                | 5 |
| 第9条  | （出資者の誓約書）             | 5 |
| 第10条 | （株主間契約等の締結）           | 5 |
| 第11条 | （秘密保持）                | 5 |
| 第12条 | （契約期間）                | 6 |
| 第13条 | （協議）                  | 6 |
| 第14条 | （準拠法及び裁判管轄）           | 6 |
| 別紙 1 | 本件 SPC の株主構成等         |   |
| 別紙 2 | 出資者保証書の様式             |   |
| 別紙 3 | 誓約書の様式                |   |
| 別紙 4 | 秘密保持に関する本件 SPC による誓約書 |   |
| 別表   | 定義                    |   |

[株式会社[ ](以下「代表企業」という。) 株式会社[ ](以上の者を総称して、以下「落札者」という。)/株式会社[ ](以下「落札者」という。)]及び地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「病院機構」という。)は、大阪府立精神医療センター再編整備事業(以下「本件事業」という。)に関して、以下のとおり合意する。

(目的)

第1条 本協定は、第4条の規定に基づき、落札者[及び株式会社[ ]](以下「当初株主」という。)の出資により本件事業を遂行するために設立される特別目的会社(以下「本件SPC」という。)をして、病院機構との間で本件事業に関する事業契約(以下「本件事業契約」という。)を締結させること、その他本件事業を円滑に実施するために、病院機構と落札者が負うべき責務について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定中に使用する用語は、別表において定められた意味を有するものとする。

(逸脱提案事項の訂正等)

- 第3条 落札者は、病院機構提示条件を十分に理解し、これに合意したことを確認する。
- 2 落札者は、次の各号に掲げる事項に同意し、その旨を確認する。
    - (1) 本件応募者提案等が病院機構提示条件に合致するか否かにつき、病院機構がその合理的な裁量によりこれを決定することができること。
    - (2) 本件応募者提案等が逸脱提案事項を含むと判断された場合、病院機構提示条件の内容が逸脱提案事項に優先すること。
  - 3 病院機構は、本件応募者提案等が逸脱提案事項を含むと判断した場合、落札者に対し、逸脱提案事項を特定し、逸脱提案事項であると判断した理由を明示した上で、その旨を書面により通知する。
  - 4 前項による通知を受けた落札者は、その責任及び費用により、病院機構に対し、逸脱提案事項であるとされた本件応募者提案等の該当事項につき、速やかに書面により説明を行い、該当事項に係る新たな仮案を書面により提出する等必要な措置を講じ、本件応募者提案等が病院機構提示条件に合致するよう訂正する。
  - 5 本件応募者提案等が逸脱提案事項を含むことに起因して病院機構に追加費用等が生じた場合、落札者は病院機構に対しかかる追加費用等を補償する。
  - 6 落札者は、本件入札説明書等及び本件応募者提案等の条件として、落札者の義務その他の行為が記載されている場合、当該行為を履行するものとし、また、本件SPC、当初株主、その他の落札者以外の第三者の義務その他の行為が記載されている場合には、当該第三者をして、当該行為を履行させるものとする。
  - 7 病院機構及び落札者は、本件事業契約に関する協議において、病院機構提示条件及び本件応募者提案等に基づき、その内容を確定することが困難な事項がある場合、両当事者は、本件入札説明書等において示された本件事業の目的、理念に照らして誠実に協議

し、解釈するものとする。かかる協議において合意に至らないときは、病院機構が合理的な裁量により協議事項を決するものとする。

(特別目的会社の設立等)

第4条 落札者は、[本協定の締結後速やか/平成19年 月 日まで]に、他の当初株主とともに本件事業を遂行することのみを目的とする株式会社を設立するものとする。

2 本件SPCは、資本金を[5千万]円以上とし、本店所在地を大阪府内とするとともに、取締役会、監査役及び会計監査人を設置するものとする。なお、本件SPCの発行する株式のうち、落札者の保有する株式については、会社法(平成17年法律第86号)第2条第17号に定める譲渡制限株式とするものとする。

3 [代表企業/落札者]は、病院機構に対し、本件SPCの設立後速やかに、本件SPCの本店所在地、代表者の氏名及び業務担当者の氏名その他病院機構と本件SPCとの間の連絡に必要な事項を、書面により届け出るものとし、本件SPCの設立登記完了後速やかに本件SPCの履歴事項全部証明書を提出するものとする。

4 本件SPCにおける会計年度は、各暦年の4月1日を始期とし、翌年の3月31日を終期とする1年間とする。ただし、最初の会計年度の始期は本件SPCの設立日とし、最終の会計年度の終期は事業期間の終了日とする。

(特別目的会社の株主)

第5条 本件SPC設立時の当初株主の構成及びその出資額は、別紙1「本件SPCの株主構成等」に記載のとおりとする。

2 事業期間中は、[代表企業/落札者][及び落札者を構成する者のうち建設業務を担当するもの]は、[合算して、]本件SPCの議決権株式の過半数を保有するものとする。

(株式の譲渡等の制限)

第6条 落札者は、病院機構による事前の書面による承諾がない限り、第三者に対して、その保有する本件SPCの議決権株式を譲渡その他の方法により処分することができない。また、落札者は、落札者以外の本件SPCの株主をして、当該株主が第三者に対してその保有する本件SPCの議決権株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に書面により病院機構に通知させるものとする。

2 落札者は、本件SPCをして、病院機構による事前の書面による承諾がない限り、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行させないものとする。

(事業契約の締結)

第7条 病院機構と落札者は、次の各号に掲げる規定及び本協定のその他の規定に従い、本件事業契約の締結に向けてそれぞれ誠実に協議するものとし、[可能な限り速やかに/平成19年 月 日までに]、本件事業契約の締結が実現するよう最大限の努力をするものとし、落札者は本件SPCをしてかかる努力をさせるものとする。

(1) 本協定の締結後速やかに、また病院機構から書面により請求があった場合には

その後速やかに、落札者は自ら又は本件 SPC をして病院機構に対し、本件応募者提案等の詳細を明確にするために必要又は相当として病院機構が合理的に要求する資料（提案金額の内訳書を含むものとする。）その他一切の書面及び情報を提出する。

- (2) 次の 及び に掲げる申合せに基づき、病院機構が病院機構提示条件を変更した場合、落札者は病院機構に対し、自ら又は本件 SPC をして速やかにかかる変更を反映した内容の本件応募者提案等の仮案（仮見積りを含む。）を書面により提出する等必要な措置を講じ、本件応募者提案等が変更後の病院機構提示条件に合致するよう訂正する。

平成15年3月31日付「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」と題する通知（総行第43号総行地第44号）に添付された平成15年3月20日付「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」と題する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ第（3）項

平成18年11月27日付で公表された、平成18年11月22日付「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」と題する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ第4.項

- 2 落札者は、[相互に、かつ]本件 SPC とともに、本件事業契約の締結に向けて相互に協力し、一体として行動するものとする。
- 3 落札者は、本件事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の入札手続における審査委員会及び病院機構の要望を尊重する。
- 4 病院機構は、本件事業契約の締結に先立ち、本件事業契約締結に関し必要となる手続きを行うものとする。
- 5 落札者は、本件 SPC をして、病院機構に対し、本件事業契約の締結に先立ち、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程の規定に従い、本件事業契約に定める施設整備費等の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を納付させるものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの場合は、この限りではない。

(1) 本件 SPC が、本件事業契約の締結に先立ち、[本件病院施設の設計及び建設]に関して、病院機構を被保険者とし、施設整備関連業務期間を保険期間とする本件事業契約に定める施設整備費等の 100 分の 10 以上に相当する額の履行保証保険契約を締結し、かつ、当該履行保証保険に係る保険証券を提出したとき

(2) 本件 SPC が、本件事業契約の締結に先立ち、[本件病院施設の施工請負者等をして、本件病院施設の設計及び建設]に関して、本件 SPC を被保険者とし、施設整備関連業務期間を保険期間とする本件事業契約に定める施設整備費等の 100 分の 10 以上に相当する額の履行保証保険契約を締結させ、かつ、本件 SPC の費用で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、病院機構を質権者とする質権を設定したとき

(3) 本件 SPC が、上記の契約保証金の納付に代えて、次の から までに掲げる担保を提供したとき

国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登

録金額による。

政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

銀行又は甲が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

銀行又は甲が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

銀行又は甲が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

銀行又は甲が确实と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

- 6 事由の如何を問わず本件事業契約の締結に至らなかった場合、病院機構並びに落札者及び本件 SPC が本件事業契約締結のために支出した費用は各自の負担とし、次二項に定める場合を除き、相互に債権債務関係は一切生じないものとする。
- 7 落札者は、落札者又は本件 SPC の都合により本件事業契約を締結しないとき、又は落札者の責めに帰すべき事由により、本件事業の入札行為に関して落札者が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として、本件事業契約が締結されなかった場合は、本件事業に係る落札価格の 100 分の 2 に相当する金額を、違約金として病院機構に支払わなければならない。
- 8 前項に定める場合のほか、[落札者/落札者を構成する者]又は[受託企業]が本件入札説明書第 3 に規定する要件を満たさないことが判明したことにより、病院機構が本件事業契約を締結しなかった場合、落札者は、本件事業に係る落札価格の 1000 分の 2 に相当する金額を、違約金として病院機構に支払わなければならない。
- 9 落札者は、病院機構と本件 SPC との本件事業契約の締結と同時に、別紙 2 の様式による出資者保証書を作成して病院機構に提出し、また、落札者以外に本件 SPC の株主がいる場合は、その者全員から別紙 3 の様式による誓約書を徴求して、病院機構に提出しなければならない。
- 10 落札者は、本件 SPC 及び本件 SPC から本件事業の一部の委託を受け、又は請け負った者をして、本件事業を誠実に実施させなければならない。
- 11 落札者は、本件 SPC をして、下表に掲げる各業務を同表に掲げる者に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

| 業務名    | 担当企業名 |
|--------|-------|
| 設計業務   |       |
| 工事監理業務 |       |
| 建設業務   |       |
| 解体撤去業務 |       |
| 警備業務   |       |
| 食事提供業務 |       |
| 洗濯業務   |       |
| 医事業務   |       |

(準備行為)

第8条 落札者は、本件事業契約の締結前であっても、自ら又は本件 SPC をして、本件事業に関して必要な準備行為（業務設計及び施設設計並びにこれらに関する打合せを含む。）を行うことができる。この場合、病院機構は、必要かつ可能な範囲内で、落札者の行うかかる準備行為に協力するものとする。

- 2 病院機構及び落札者は、本件 SPC の設立後速やかに、本件 SPC の設立前に行われた前項に規定する準備行為及びそれに対する病院機構による協力の結果を本件 SPC に対し引き継がせるよう最大限努力する。
- 3 前条第6項の規定にかかわらず、別途書面による合意がある場合、病院機構と落札者及び本件 SPC が本件事業の準備に関して既に支出した費用等については、当該合意に従うものとする。

(出資者の誓約書)

第9条 [代表企業 / 落札者]は、随時、当初株主をして、本協定の締結後速やかに、また病院機構の事前の承諾を得て本件 SPC の株式の譲渡等が行われた場合は、本件 SPC の株式の譲渡等の相手方をして、当該譲渡等の後速やかに、病院機構に対し、株式の譲渡等に関する本協定の定める制約に服する旨の誓約書を提出させるものとする。

(株主間契約等の締結)

第10条 本協定の締結後、落札者は、落札者を構成する者以外の当初株主とともに、本協定の規定、病院機構提示条件及び本件応募者提案等の内容の遵守が確保されるために必要又は相当として病院機構が満足する内容及び形式の株主間契約又はその他の契約を、速やかに締結するものとする。

- 2 本協定の締結後、落札者は、本協定の規定、病院機構提示条件及び本件応募者提案等の内容の遵守が確保されるために必要又は相当として病院機構が満足する内容及び形式の契約を、自ら又は本件 SPC、受託企業その他の関連当事者をして、適時に締結するものとする。

(秘密保持)

第11条 病院機構と落札者は、自ら、又は落札者は本件 SPC をして本件事業に関して知り得た相手方から開示された秘密につき、相手方の書面による事前の同意を得ずして第

三者（本件 SPC を除く。）に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （１） 当該秘密が公知である場合
  - （２） 被開示者が、開示権限を有する第三者から当該秘密を適法に開示された場合
  - （３） 当該秘密につき被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
  - （４） 裁判所により当該秘密の開示が命ぜられた場合
  - （５） 病院機構が大阪府情報公開条例（平成 11 年条例第 39 号）に基づき当該秘密の開示を求められた場合
  - （６） 当事者の弁護士その他本件事業にかかるアドバイザー及び受託企業に守秘義務を課して当該秘密を開示する場合
  - （７） 落札者が本件事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関に当該秘密を開示する場合
  - （８） その他法令に基づき当該秘密を開示する場合
- 2 落札者は、第 4 条の規定に基づき本件 SPC が設立された後速やかに、本件 SPC をして、本件 SPC が前項の規定に基づいて秘密を保持すること等について、別紙 4 の様式による誓約書を提出させる。

#### （契約期間）

- 第 1 2 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本件事業契約締結の日、落札者が辞退した日又は本件入札説明書の規定に従い、病院機構が本件事業契約を締結しないこと若しくは本協定を解除することを決定した日のいずれか早い日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 6 項、第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条第 9 項から第 11 項まで、第 8 条第 2 項及び第 3 項、第 9 条、第 10 条、第 13 条並びに第 14 条の規定の効力は、前項に定める有効期間満了後も本件事業契約の期間満了の日まで存続し、また、第 7 条第 6 項から第 8 項までの規定の効力は、落札者が辞退した日又は本件入札説明書の規定に従い、病院機構が本件事業契約を締結しないこと若しくは本協定を解除することを決定した日以降も存続するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 11 条の規定は同条の秘密が公知となるまで存続するものとする。

#### （協議）

- 第 1 3 条 本協定の規定又は本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。
- 2 前項の協議において合意に至らないときは病院機構が合理的な裁量により協議事項を決するものとする。

#### （準拠法及び裁判管轄）

- 第 1 4 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判



の第一審の専属管轄は大阪地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定[3]通を作成し、病院機構及び[各]落札者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 19 年[ ]月[ ]日

地方独立行政法人大阪府立病院機構：[大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号]

理事長

[井上 通敏]

株式会社[ ]：[本店所在地]

代表取締役社長

[ ]

株式会社[ ]：[本店所在地]

代表取締役社長

[ ]

別紙 1 本件 SPC の株主構成等

- 1 本件 SPC 名 [                      ]
  
- 2 設立時の本件 SPC の株主構成及び株主の出資額  
株式会社[              ]              [ ]億円  
株式会社[              ]              [ ]億円

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長あて

### 出 資 者 保 証 書

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）及び[ 株式会社]  
（以下「本件 SPC」という。）との間で、平成 19 年[9]月[ ]日付で締結された大阪府立精神医療センター再編整備事業（以下「本件事業」という。）事業契約（以下「本契約」という。）に関して、[[ 株式会社]（以下「落札者」という。）/[ ]グループ（以下「落札者」という。）を構成する者]は、本日付けをもって、病院機構に対して、下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

#### 記

- 1 本件 SPC が、平成[ ]年[ ]月[ ]日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、本件 SPC の発行済議決権株式総数は、[ ]株であり、そのうち[ ]株を、[落札者/落札者を構成する者]が保有し、その内訳は、[ ]株は[ ]社、[ ]株は[ ]社、[ ]株は[ ]社、[ ]株は[ ]社、[ ]株は[ ]社であること。[落札者を構成する者ではないものが保有する本件 SPC の議決権株式数は、[ ]株であり、その内訳は、[ ]株は[ ]社、[ ]株は[ ]社であること。]
- 3 [落札者/落札者を構成する者]は、本件事業が終了するときまで、本件 SPC の議決権株式を保有するものとし、病院機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

以上

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

別紙3 誓約書の様式

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長あて

誓約書

当社は、本日現在、[ ] 株式会社]の議決権株式を、[ ]株保有しています。当社は、保有する[ ] 株式会社]の議決権株式を譲渡する場合は、事前に地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）に対して通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、病院機構に提出します。

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

別紙 4 秘密保持に関する本件 SPC による誓約書

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長あて

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

当社は、大阪府立精神医療センター再編整備事業（以下「本件事業」という。）に関して知り得た地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）の秘密につき、病院機構の書面による事前の同意を得ずして第三者（病院機構に対し本件事業に関し守秘義務を負う者を除く。）に開示しないこと並びに[株式会社[ ]、株式会社[ ]]及び病院機構との間の平成 19 年[7]月[ ]日付大阪府立精神医療センター再編整備事業基本協定書の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、以下の各号に該当する場合は、この限りでない。

- ( 1 ) 当該秘密が公知である場合
- ( 2 ) 当社が、開示権限を有する第三者から当該秘密を適法に開示された場合
- ( 3 ) 当該秘密につき当社が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- ( 4 ) 裁判所により当該秘密の開示が命ぜられた場合
- ( 5 ) 病院機構が大阪府情報公開条例（平成 11 年条例第 39 号）に基づき当該秘密の開示を求められた場合
- ( 6 ) 当社の弁護士その他本件事業にかかるアドバイザー及び受託企業に守秘義務を課して当該秘密を開示する場合
- ( 7 ) 当社が本件事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関に当該秘密を開示する場合
- ( 8 ) その他法令に基づき当該秘密を開示する場合

以上

## 別表 定義

- 1 「逸脱提案事項」とは、本件応募者提案等に記載された内容のうち、病院機構提示条件に合致しない事項をいう。
- 2 「事業期間」とは、本件事業契約の締結の日から平成 38 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- 3 「施設整備関連業務期間」とは、本件事業契約の締結の日から本件 SPC が病院機構より本件事業に係る施設整備関連業務が全て終了したと判断した旨を記載した書面の交付を受けた日までの期間をいう。
- 4 「受託企業」とは、本件 SPC から委託又は請負の方法により直接本件事業に含まれる業務の一部の委託を受ける企業をいう。
- 5 「病院機構提示条件」とは、本件入札説明書等に記載された、本件要求水準その他の本件事業の遂行に際して、本件 SPC、落札者、受託企業その他の関係当事者が遵守しなければならない条件として、病院機構が提示したものをいう。
- 6 「本件応募者提案等」とは、落札者が本件入札説明書等の規定に従い病院機構に対して、平成 19 年[ ]月[ ]日に提出した本件事業に関する提案、その詳細を確認するために病院機構が落札者に対して行った照会に対する落札者の回答及び応募者面接記録(平成 19 年[ ]月[ ]日付)並びに本協定の締結日までに、当該提案を詳細に説明する目的で、落札者が作成して病院機構に提出した補足書類その他一切の説明文書をいう。
- 7 「本件入札説明書」とは、平成 19 年[ ]月[ ]日に公表された入札説明書(本件業務要求水準書その他の別添資料及びその後公表されたこれらの補足資料を含む。)をいう。
- 8 「本件仮病棟等」とは、本件事業に基づき本件病院の業務の用に供することを主たる目的として本件土地上に建設・設置される建物その他の有体物のうち、[開院日/甲及び乙が別途合意する日/平成[ ]年[ ]月[ ]日]までに解体撤去される、[本件業務要求水準書 第 2 の 7(2)]において指定するものをいう。
- 9 「本件既存病院施設」とは、本契約の締結日において本件土地上に存在する、[本件業務要求水準書別添資料 5 にその詳細及び建替条件が記載された既存建物]をいう。
- 10 「本件業務要求水準書」とは、平成 19 年[ ]月[ ]日に公表された入札説明書

に添付された業務要求水準書（その後の補足資料を含む。）をいう。

- 1 1 「本件土地」とは、大阪府枚方市宮之阪三丁目 16 番 21 号所在の本件業務要求水準書 第 1 の 1 にその概要が記載された事業予定地をいう。
- 1 2 「本件病院」とは、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 7 条及び地方独立行政法人大阪府立病院機構定款第 17 条に基づき甲が運営する大阪府立精神医療センター(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 4 項に基づき甲が運営する、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 48 条第 2 号に定める第一種自閉症児施設である松心園を含む。)をいう。
- 1 3 「本件病院施設」とは、本件事業に基づき本件病院の業務の用に供することを主たる目的として本件土地上に建設・設置され、事業期間終了まで維持管理・運営される 本館棟、 成人棟、 児童思春期棟、 その他甲と乙の合意により設置される有体物をいう。
- 1 4 「本件病院施設等」とは、本件病院施設、本件既存病院施設及び本件仮病棟等をいう。
- 1 5 「本件入札説明書等」とは、本件入札説明書及び本件入札説明書に関する質問回答をいう。
- 1 6 「本件要求水準」とは、本件業務要求水準書に記載の要求水準をいう。